

琵琶湖海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第138条第1項の規定に基づき知事が琵琶湖海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）を任命するための手続きに関し、法および漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数および構成)

第2条 委員の定数は10人とし、その構成は次のとおりとする。

- (1) 漁業者または漁業従事者 7名
- (2) 資源管理および漁業経営に関する学識経験を有する者 1名以上
- (3) 海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者 1名以上

(漁業者または漁業従事者の範囲)

第3条 前条第1号の漁業者または漁業従事者は法第138条第5項に規定する者とする。ただし、琵琶湖において漁船を使用して、次に掲げる漁業のうちいずれかの漁業を営み、またはこれに従事する者が、漁船を使用しない他の漁業を兼ねて営み、またはこれに従事する日数は、法第138条第5項に規定する日数計算にこれを算入するものとする。

- (1) 小型機船底びき網漁業
- (2) 滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第4条各号に掲げる漁業
- (3) 四手網漁業
- (4) 貝搔網漁業
- (5) 魚類養殖業
- (6) 真珠養殖業

(推薦および募集)

第4条 法第139条第1項の規定に基づく委員の推薦および募集は、次の方法により行うものとする。

- (1) 個人からの推薦
- (2) 法人または団体等からの推薦
- (3) 個人の応募

(推薦および応募の資格)

第5条 委員として推薦を受ける者および募集に応募しようとする者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委員の選任を予定する日において次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法第138条第4項に規定する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

（推薦のおよび応募の手続）

第6条 第4条第1号および第2号に規定する推薦を行う者は、その代表者が推薦書（様式第1号、第3号または第5号）を、また第4条第3号に規定する募集に応募しようとする者は、応募申込書（様式第2号、第4号または第6号）を知事に提出するものとする。

2 県議会またはその議員は推薦者となることはできない。

（推薦の求めおよび募集の周知）

第7条 知事は、法第139条第1項の規定による委員の推薦の求めおよび募集にあたっては、次の方法により周知する。

- (1) 滋賀県ホームページへの掲載
- (2) その他知事が適当と認める方法

（推薦の求めおよび募集の期間）

第8条 推薦の求めおよび募集の期間は、概ね1か月とする。

2 前項に定める期間は、知事が必要と認めるときは、これを延長することができる。

（推薦を受けた者および募集に応じた者の公表）

第9条 法第139条第2項の規定による公表は、滋賀県のホームページおよびその他知事が適当と認める方法とする。

（選任）

第10条 知事は、委員候補者の選任にあたっては推薦および募集の結果を尊重するとともに、外部有識者等の意見を聞いて、法に規定するもののほか、別表の評価表に基づいて、提出された書類等により評価し委員候補者名簿を作成するものとする。

2 知事は、前項の委員候補者名簿の候補者について議会の同意を得て、委員を任命する。

(委員の補充)

第 11 条 知事は、罷免、失職、辞任等による欠員が生じたことにより、海区漁業調整委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、この要綱に定める手続きにより速やかに委員を補充するように努めなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員候補者の推薦および募集等ならびに委員の任命等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 20 日から施行する。

ただし、令和 2 年 11 月 30 日までの間は、第 1 条中「漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）」とあるのは、「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 16 条の規定による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 3 日から施行する。